

議案第 77 号

燕市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

燕市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年燕市条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 1 月 12 日 提 出

燕市長 佐 野 大 輔

記

燕市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

燕市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年燕市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条(見出しを含む。)並びに第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第1項第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「又は事業」を「又は事業所」に改め、「に係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。)」を加える。

第27条後段を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。